

平成31年4月1日

患者さんへ

病院長

歯科医療における院内感染防止対策について

本院では歯科医療における院内感染防止対策について、以下の業務を行っています。

1. 院内感染対策に係る指針等の策定
2. 院内感染対策に係る研修の定期的な受講並びに従業者への定期的な研修の実施
3. 口腔内で使用する歯科医療機器などに対する患者ごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等の十分な感染対策を講じています。

設置装置等：高圧蒸気滅菌機（オートクレーブ）

4. 本院は、歯科外来診療における院内感染防止対策につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関です。

※ 院内感染対策についてご不明な点がございましたら、担当医までお尋ねください。